

財 政 指 標 等 解 説

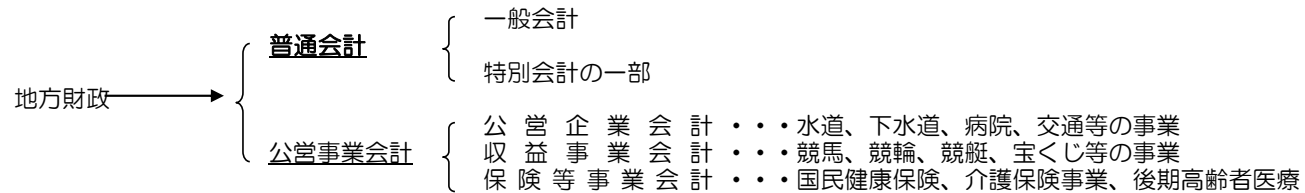
○ 決 算 統 計 『地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令（昭和28年）』に基づいて毎年度の決算後、定期的に行われる地方財政状況調査。通称「決算統計」と言われ、地方財政関係の統計の中で最も基本的かつ重要なもの。最終的には「地方財政白書」として公表される。

○ 決 算 カ ー ド 毎年度の決算統計調査における調査表の主要項目と数値を一表にまとめたもので通称「決算カード」と言う。自治体の財政状況を知る上で、最も簡便で重要な資料。

○ 財 政 指 標 地方自治体の財政の健全性や財政構造の弾力性などを見る目安として活用される。

○ 普 通 会 計 本来、各自治体ごとの会計（一般会計、特別会計）の範囲が異なり、地方財政の統一的把握・分析が困難であるため、自治体相互の比較や時系列比較ができるように同一基準で整理することとした地方財政統計上用いられる観念上の会計。
一般会計から特別会計への繰出金など会計間の重複する経費を整理する（純計控除する）ことにより、実質的合理的な分析が可能となる。
普通会計に対する会計は公営事業会計である。

（１）地方財政の範囲



（２）普通会計と公営事業会計

地方財政統計上の会計区分		日野市の会計区分	
○普通会計	→	●一般会計 ●土地区画整理特別会計 *下水道事業特別会計のうち準公営企業会計に属さない事業分 *老人入院共済事業特別会計（平成11年度までで廃止）	
○公営事業会計	・公営企業会計	・病院事業会計 ・介護サービス事業会計	●市立病院事業会計 ●一般会計のうち施設介護サービス事業分
	・その他の公営企業会計（準公営企業会計） ・国民健康保険事業会計 ・老人保健医療事業会計 ・介護保険事業会計 ・後期高齢者医療特別会計		●下水道事業特別会計のうち公共下水道・流域下水道事業分 ●国民健康保険特別会計 *老人保健特別会計（平成22年度までで廃止） ●介護保険特別会計のうち介護保険事業分 ●後期高齢者医療特別会計

○ 類似団体

地方公共団体の「地方財政調査」等に基づいて、総務省が毎年度作成する都道府県財政指数表及び類似団体別市町村財政指数表という類型別の類似団体をいう。
類似団体別市町村財政指数表では、市については人口と産業構造の2要素の組合せによって類型に分類（総務省ホームページより）。

＊日野市⇒ 平成17年度決算までの市町村類型 IV-5、東京都類似団体9市

- ・西東京市は保谷市・田無市の合併により平成12年度から移行転入し、類似団体9市→10市となる。
- ・府中市は平成17年度国勢調査の結果、「V-5」に移行転出し、類似団体10市→9市となる。

平成18年度決算からの市町村類型 IV-1、東京都類似団体10市

- ・従来の都市42区分から16区分に変更される。

＊東京都26市の類型（平成17年度決算まで）

Ⅱ-4	人口5.5万～8万、Ⅲ次産業65%未満	3市	武蔵村山市・羽村市・あきる野市
Ⅱ-5	人口5.5万～8万、Ⅲ次産業65%以上	6市	国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・稲城市
Ⅲ-5	人口8万～13万、Ⅲ次産業65%以上	4市	昭島市・小金井市・国分寺市・東久留米市
Ⅳ-4	人口13万～23万、Ⅲ次産業65%未満	1市	青梅市
Ⅳ-5	人口13万～23万、Ⅲ次産業65%以上	9市	立川市・武蔵野市・三鷹市・調布市・小平市・日野市・東村山市・多摩市・西東京市
V-5	人口23万～43万、Ⅲ次産業65%以上	2市	町田市・府中市
Ⅵ-5	人口43万以上、Ⅲ次産業65%以上	1市	八王子市

＊東京都26市の類型（平成18年度決算から）

Ⅱ-1	人口5万～10万、Ⅲ次産業55%未満	8市	国立市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・稲城市・羽村市・あきる野市
Ⅱ-3	人口5万～10万、Ⅲ次産業65%以上	1市	清瀬市
Ⅲ-1	人口10万～15万、Ⅲ次産業55%以上	6市	武蔵野市・昭島市・小金井市・国分寺市・東久留米市・多摩市
Ⅲ-3	人口10万～15万、Ⅲ次産業65%以上	1市	青梅市
Ⅳ-1	人口15万以上、Ⅲ次産業55%以上	10市	八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市・西東京市

＊地方公共団体数

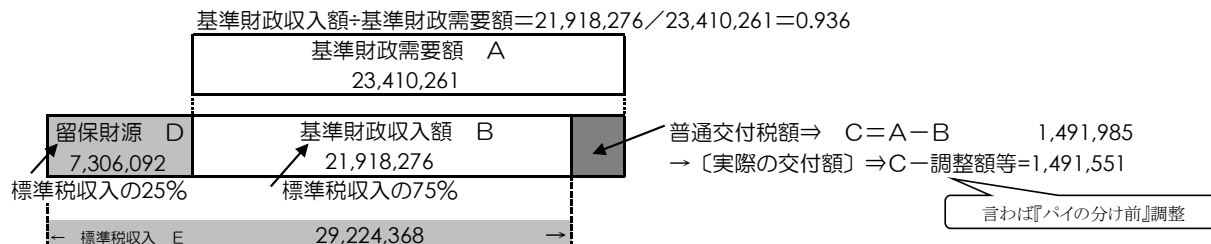
		H17.3.31 現在	H18.3.31 現在	H19.3.31 現在	H20.3.31 現在	H21.3.31 現在	H22.3.31 現在	H23.3.31 現在	H24.3.31 現在	H25.3.31 現在
都道府県		47	47	47	47	47	47	47	47	47
市町村	大都市	13	14	15	17	17	18	19	19	20
	中核市	35	37	37	35	39	41	41	40	42
	特例市	40	39	39	44	43	41	40	41	40
	都 市	644	687	691	687	684	686	686	687	687
	市計	732	777	782	783	783	786	786	787	789
	町 村	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930
	市町村計	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719
合計		2,568	1,868	1,851	1,840	1,824	1,774	1,774	1,766	1,766
特別区		23	23	23	23	23	23	23	23	23

※総務省HPより

【例として日野市の平成24年度普通会計決算カードにみる財政指標解説】

1. 財政力指数

- ① 団体の財政力を判断する理論上の指数。交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除して求める。
- ② 指数が大きいほど財源に余裕があるとされ、単年度の指数が1を超える団体は交付税算定上の収入超過団体であり、普通交付税は交付されない。決算統計上は、直近3カ年の平均数値。
- ③ 指数1を超える団体に対して、国が各種財政援助措置における援助・補助の度合の軽重を図る指標に用いる場合もある。



○基準財政収入額の概念

- i 団体の歳入全体の予測ではないこと。
- ii 基礎的需要に対応する一般財源であること。
- iii 標準的、普遍的な税収を対象とすること。
- iv 客観的、間接的資料に基づく算定方式。

基準財政収入額⇒①＋②＋③

- ① 法定普通税（市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税）の収入見込額の75／100×徴収率等
- ② 利子割交付金・配当割交付金・株式譲渡等所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金の収入見込額の75／100
- ③ 地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・交通安全対策特別交付金の収入見込額の全額

○基準財政需要額の概念

- i 一般財源で賄うべき財政需要を示すこと。
- ii 客観的なあるべき財政需要額であること。
- iii 普遍性のある行政のみを対象とすること。

基準財政需要額⇒単位費用×測定単位の数値×補正係数

【単位費用】 ①標準団体（市町村10万人）や標準施設（小学校では児童数690人、学級数18など）の行政費目ごとの単価。

例えば、市町村の小学校費のうち、児童数（これを測定単位という）で測る児童にかかる経費は1校当たり31,218千円とモデル的に積算される。このうちから想定される国庫補助金などの特定財源を差し引いて、必要と考えられる一般財源30,895千円を求め、それを690人という児童数で除して、児童1人当りの必要財源44,800円を算出する。これが小学校に係る児童経費の単位費用である。

②単位費用は、市町村の規模や行政権能差、寒冷地かどうか、過疎化や高齢化が進んでいないかなどの条件を反映しない全国一律の数値。

【補正係数】 ①市町村ごとに異なる条件を反映させて、より現実的に必要とされる一般財源（基準財政需要額）を求めるために、補正係数が用いられる。

②補正係数は、測定単位の数値（児童数や人口など）を割増したり、割落しをしたりするかたちで利用される。

③各行政費目ごとに種別補正、態様補正、段階補正、密度補正、数値急減・急増補正、寒冷補正、投資補正、事業費補正などがある。

④補正の種類や単位費用は、地方交付税法に定めがあり、毎年度、法の改正が行われる（特に単位費用）。補正係数は、省令事項であるため、政策的な裁量の余地がある。

注）交付税措置と一般財源化 「一般財源化」とは国の補助負担金としては措置しないということである。「交付税措置」とは基準財政需要額に算入するということであって、そのまま交付額として団体にお金がかかることではない。このことはよく誤解されることなので注意を要する。交付税額の算定に当っては収入額と需要額は全くの別計算であり、相互の連関操作はない。交付額は単純に需要額に対する収入額の差し引き不足額である。このことは不交付団体には何も手当がされないという事実を見れば明白である。仮に収入額が一定だとすると、需要額への算入によって需要額が膨らみ、収入額との差は大きくなるので理論的には財源不足額＝交付額が増えることにはなる。しかし、「交付税措置」されたものが現実には交付額としていくらか反映したかは検証できない。従って、「交付税措置」が直ちに交付税として市町村に配当されるという意味ではない。

【交付税改革に伴う臨時財政対策債の発行】その1 ① 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度から平成15年度までの間、地方財政法第5条の特例債として「臨時財政対策債」を発行する方式となった。

② 平成13～14年度の臨時債発行可能額の算出方法→基準財政需要額の一部振替方式が採られ、振替対象5項目の単位費用の積算から振替相当額を控除する方法であった。

③ 平成15年度以降の臨時債発行可能額の算出方法→人口基礎方式（団体の国調人口に1人当り『単価』を乗じて算出）

④ 平成22年度以降の臨時債発行可能額の算出方法→人口基礎方式に財政不足額基礎方式（財源不足額及び財政力を考慮して算出）を追加 ※平成25年度より人口基礎方式は廃止

⑤ 臨時財政対策債発行の平成16年度～18年度3年間延伸、更に19～22年度に延伸、23～25年度に延伸、→地方財政法第33条の5の2

【交付税改革に伴う臨時財政対策債の発行】その2

○臨時財政対策債への振替

- ① 平成13～14年度→ 単位費用引下げ方式・・・基準財政需要額の振替対象5項目の単位費用の積算から振替相当額を控除する。
 ② 平成15～ → 人口基礎方式・・・基準財政需要額の総額から振替相当額を控除する。
 ③ 平成22～ → 人口基礎方式+財源不足額基礎方式 ※平成25年度より人口基礎方式は廃止

*日野市における臨時財政対策債の状況

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
A 基準財政需要額（振替前）		23,010,797	22,734,589	23,419,698	23,363,127	23,602,367	24,320,931	25,427,700	25,526,822	25,854,874
B 臨時財政対策債振替相当額		2,200,658	1,688,329	1,563,315	1,418,717	1,328,840	2,062,396	2,920,072	2,112,393	2,444,613
C 基準財政需要額（振替後）	A-B	20,810,139	21,046,260	21,856,383	21,944,410	22,273,527	22,258,535	22,507,628	23,414,429	23,410,261
D 基準財政収入額		21,417,231	22,845,187	23,394,055	24,212,152	23,512,864	23,503,503	21,098,325	22,133,845	21,918,276
財源不足額（プラス数値は超過額）	H13 →D-A H14～ →D-C	607,092	1,798,927	1,537,672	2,267,742	1,239,337	1,244,968	▲ 1,409,303	▲ 1,280,584	▲ 1,491,985
★仮に、臨時財政対策債への振替措置が無かったとした場合の財源不足額＝交付税交付推定額（プラス数値は超過額）	D-A	▲ 1,593,566	110,598	▲ 25,643	849,025	▲ 89,503	▲ 817,428	▲ 4,329,375	▲ 3,392,977	▲ 3,936,598
E 普通交付税交付実績額		0	0	0	0	0	0	1,409,303	1,280,584	1,491,551
F 臨時財政対策債発行可能額（借入限度額）	=B（10万円未満切捨て）	2,200,600	1,688,300	1,563,300	1,418,700	1,328,840	2,062,396	2,920,072	2,112,393	2,444,613
G 臨時財政対策債借入額		1,789,500	1,500,000	1,300,000	1,000,000	1,300,000	1,800,000	0	800,000	1,000,000
E+G（実質的財源不足額）		1,789,500	1,500,000	1,300,000	1,000,000	1,300,000	1,800,000	1,409,303	2,080,584	2,491,551

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累計
臨時財政債発行可能額	2,200,600	1,688,300	1,563,300	1,418,700	1,328,840	2,062,396	2,920,072	2,112,393	2,444,613	17,739,214
臨時財政債借入額	1,789,500	1,500,000	1,300,000	1,000,000	1,300,000	1,800,000	0	800,000	1,000,000	10,489,500
臨時財政債借入留保額	411,100	188,300	263,300	418,700	28,840	262,396	2,920,072	1,312,393	1,444,613	7,249,714

2. 標準財政規模

- ①一般財源の標準の大きさを示す指標
 ②その自治体の制度的に認められた経常一般財源の標準の大きさを示す指標
 ③実質収支比率・経常一般財源比率の分母となり、公債費比率・起債制限比率の計算上の基準となる。

（基準財政収入額-所得割における税源移譲相当額の25%-地方譲与税等）×100／75+地方譲与税等+普通交付税交付決定額+臨時財政対策債発行可能額

※地方譲与税等＝地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、交通安全対策特別交付金

標準財政規模 32,446,407

3. 収 支

○形式収支

年度内に収入された現金と支出された現金の差額。
現金の支出が年度内でなければ、その年度内に発生した債務でもこの収支には現れない。そこで次の実質収支が工夫された。

○実質収支

形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算収支 ⇒ 黒字（黒字団体）、赤字（赤字団体）

○単年度収支

その年度中に発生した黒字又は赤字をいう。
この単年度収支は、一定の期間において赤字になるのが健全である。時々赤字にならなければ黒字が累積する一方であるが、赤字にして行政水準を引上げるか又は税等を引き下げるかして市民に還元すべきである。但し、3年以上連続して赤字になるような場合は放漫財政の危険がある。

○実質単年度収支

単年度収支には、財政調整基金の積立てとか後年度債務の繰上償還など実質的な黒字要因又は財政調整基金の取崩しなどの赤字要因が含まれる。
実質単年度収支は、当該年度にこれらの措置がなされなかったとしたならば、単年度収支が実質的にどのような額になったかを示す。

平成24年度歳入総額 A 60,006,102		①形式収支 = 歳入総額A－歳出総額B = 2,115,384
平成24年度歳出総額 B 57,890,718	歳入歳出差引額 2,115,384 ↑形式収支	②実質収支 = 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費・支払未済額等） = 2,115,384 - 48,687 = 2,066,697
平成23年度歳入総額 A 61,654,831		③単年度収支 = 平成24年度実質収支額－平成23年度実質収支額 = 2,066,697 - 2,169,578 = ▲102,881
平成23年度歳出総額 B 59,376,944	歳入歳出差引額 2,277,887 ↑形式収支	④実質単年度収支 = 単年度収支額＋積立金（財調基金）＋繰上償還額－積立金取崩額（財調） = ▲102,821 + 1,433,288 + 0 - 504,464 = 826,003

4. 実質収支比率

- ①標準財政規模に対する実質収支額の割合
②実質収支比率（黒字比率）は、経験的に概ね3～5%が適度とされる。

実質収支比率 = 実質収支額 / 標準財政規模 × 100
= 2,066,697 / 32,446,407 × 100 = 6.4%

○赤字比率

- * 実質収支が赤字の場合を一般に「赤字比率」という。
* 市町村は、標準財政規模の20%を超えると『起債制限』を受ける。→ 財政再建団体
③平成19年度決算より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行されたことに伴い、実質収支比率とほぼ同義である「実質赤字比率」が新たに財政指標として加わり、対象となる会計も算定要領により指定された。詳細については財政健全化法の指標値を参照。

* 赤字限度額（起債制限を受ける赤字の限度額）
32,446,407 × 20% = 6,489,281

5. 経常一般財源比率

- ①経常一般財源 ⇒ 経常的収入のうち、用途の特定されない収入
⇒ 普通税・地方譲与税・普通交付税・利子割交付金・地方消費税交付金・特別地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金・経常的に収入される使用料及び手数料・財産収入・諸収入のうち用途の特定されないものの合計 / 標準財政規模 × 100
= 30,982,982 / 32,446,407 × 100 = 95.5%
②歳入総額又は一般財源中に占めるこの割合により、団体の収入の安定性と財政上の自律性が推測され、標準財政規模との比較で歳入構造が判断される。
③経常一般財源比率の数値が「1」を超える度合いが高いほど、経常一般財源に余裕があることを示し、歳入構造はより弾力的であるといえる。
また、この比率は、制度上予想されている標準的な一般財源収入（標準財政規模）に対する現実に収入された税、普通交付税と経常一般財源扱いされたその他の収入の比率を測定することにより、当該団体における『ゆとり』を見ようとするもの。

6. 公債費比率

- ①標準財政規模（制度的に与えられた経常一般財源の額）に対する公債費に充当された一般財源の割合
- ②毎年度、元金・利子の償還に要する経費である公債費は後年度の財政負担となるので、通常、財政構造の健全性を判断する上でその限度を系数的に見る指標。
- ③標準財政規模の10%を超えない範囲が望ましいとされる。
- ④過去3年間の平均が20%を超える場合、起債制限を受ける。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100$$

A：当該年度の普通会計にかかる元利償還金
B：元利償還金に充てられた特定財源
C：普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費
D：当該年度の標準財政規模

7. 実質公債費比率

- ①平成18年4月1日より「地方債協議制」が開始され、財政状況が健全な団体については地方債の発行に当り、総務大臣又は都道府県知事との協議を必要とするが、仮にその同意が無くても、長はあらかじめ議会に報告をすれば、地方債の発行が可能となった。地方財政法施行令の改正、および起債許可方針に代わる「地方債同意等基準」で示すという形になり、従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、この新しい比率で起債制限等を行うことになった。
- ②但し、赤字や公債費等の比率が一定以上の団体については、例外的に従来の「許可制度」がとられる。
- ③そこで、『実質的な公債費に充てられた一般財源の額が標準財政規模に占める割合』を表す指標として、従来の「起債制限比率」の改訂版であり、公債費に準ずるものや実質的な公債費と看做されるものについても算定式に算入し、改めて標準財政規模に占めるその割合を見ようとする新指標。3年平均値で測る。
*『公債費に準ずるものや実質的な公債費とみなされるもの』→満期一括償還地方債に係る年割額相当額、公営企業債の元利償還金に対する普通会計繰出金、一部事務組合等の負担金で起債償還金に充てられるもの、債務負担行為に基づく公債費見合いの支出額等。
- ④許可団体移行基準となる実質公債費比率＝18%
i. 25%以上35%未満→一般単独事業（一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る）及び公共用地先行取得事業に係る起債を制限
ii. 35%以上→更に、一般公共事業、公営住宅建設事業等の補助事業等に係る起債を制限

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

の3年平均値

- ⑤平成19年度決算より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行されたことに実質公債費比率の算定方法が変更となった。詳細については財政健全化法の指標値を参照。算定方法は控除できる特定財源に都市計画税が加わったことなどがある

8. 起債制限比率

（地方債許可制限比率）

- ①公債費の増大は、財政構造の硬直化と財政運営の悪化に繋がる。その歯止め制度として平成17年度までの地方債許可方針で規定された。
- ②過去3年間の平均が20%～30%未満と30%以上の場合の2段階で起債の許可範囲が制限される。
*許可方針⇒①20%以上30%未満の団体→一般単独債・厚生福祉施設整備事業債について許可されない。
②30%以上の団体→一般公共事業のうちの災害関連事業を除く一般事業債について許可されない。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100$$

A：当該年度の普通会計にかかる元利償還金（減債基金への積立を含み、繰上償還分を除く）
B：元利償還金に充てられた特定財源
C：普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費（減収補てん債、臨時財政対策債、減税補てん債等）
D：当該年度の標準財政規模
E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

9. 公債費負担比率

- ①公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。
- ②率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。
- ③一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$$

10. 経常収支比率

- ①その団体の経常的一般財源の硬直度又は余裕度を示すものであり、財政構造の弾力性を判断する指標。
 ②75%を上回らないことが望ましいとされる。
 ⇒ 通常の財政運営においては、概ね経常一般財源の20～30%程度を留保することが普通建設事業費等の臨時的経費の支出水準の保持、赤字回避のための財源確保上望ましい。100%を超えるということは臨時的経費に充当されるべき臨時一般財源まで経常的経費に費消したことを示すとともに不健全な財政運営であるとも言える。
 ③経常経費（人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等・公債費・投資及び出資金・貸付金・繰出金のうち臨時的なものを除いた経費）は、容易に縮減できない継続的かつ義務的性格の強い経費であるが、これらの経費に経常的一般財源がどれだけ充当されたかを%で表したものの（各経費ごとにも示される）。

経常収支比率① $= \text{経常的経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源総額} \times 100 = 29,629,107 / 30,982,982 \times 100 = 95.6\%$
 経常収支比率②（臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合） $29,629,107 / (30,982,982 + 1,000,000) \times 100 = 92.6\%$

【各年度の臨時・経常、一財・特財収入の状況】

	臨時 特定財源	構成比%	臨時 一般財源	構成比%	経常 特定財源	構成比%	経常 一般財源	構成比%	総額	構成比%
16年度	8,593,490	16.0	7,055,666	13.2	8,992,686	16.8	28,932,034	54.0	53,573,876	100.0
17年度	7,980,226	15.1	6,283,730	11.9	8,959,349	16.9	29,722,878	56.1	52,946,183	100.0
18年度	11,621,370	19.5	7,569,660	12.7	8,956,997	15.0	31,515,545	52.8	59,663,572	100.0
19年度	9,376,455	16.1	8,257,087	14.2	9,710,167	16.7	30,854,936	53.0	58,198,645	100.0
20年度	8,770,261	15.3	7,169,965	12.5	9,973,402	17.4	31,438,295	54.8	57,351,923	100.0
21年度	8,800,590	15.3	8,206,181	14.3	11,314,469	19.7	29,096,321	50.7	57,417,561	100.0
22年度	7,275,886	12.0	9,939,395	16.4	12,662,462	20.9	30,765,068	50.7	60,642,811	100.0
23年度	9,148,208	14.8	8,173,875	13.3	13,662,624	22.2	30,670,124	49.7	61,654,831	100.0
24年度	7,984,947	13.3	7,293,511	12.2	13,744,662	22.9	30,982,982	51.6	60,006,102	100.0

11. 現債高倍率

地方債現在高の標準財政規模に対する倍率

* 地方債現在高⇒35,304,896

現債高倍率＝地方債現在高／標準財政規模×100＝35,304,896/32,446,407×100＝108.8%

12. 実質的将来財政負担額

＝地方債現在高＋債務負担行為の翌年度以降支出予定額－積立金現在高＝35,304,896＋25,071,189－12,312,428＝48,063,657

13. 実質債務残高比率

地方債現在高＋債務負担行為の翌年度以降支出予定額の標準財政規模に対する割合

＝（地方債現在高＋債務負担行為の翌年度以降支出予定額）／標準財政規模×100＝(35,304,896＋25,071,189)/32,446,407×100＝186.1%

〇プライマリーバランス

- ①公債の元利払いを除いた歳出（一般歳出）と公債発行収入を除いた歳入（税収等）についての財政収支（公債費関連を除いた基礎的財政収支）をいう。
 ②一般に、単年度の財政赤字ではなく、中長期的な財政赤字の累積を問題とする際に有益な指標とされる。

プライマリーバランス
赤字：負担＜受益

〔現在の負担以上の行政サービス享受〕

歳入	歳出
公債収入	公債元利払 PB赤字
税収等	一般歳出等

プライマリーバランス
均衡：負担＝受益

〔現在の負担と受益が均衡〕

歳入	歳出
公債収入	公債元利払
税収等	一般歳出等

プライマリーバランス
黒字：負担＞受益

〔現在享受している行政サービス以上の負担〕

歳入	歳出
公債収入 PB黒字	公債元利払
税収等	一般歳出等

日野市の普通会計	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
歳入合計	51,304,356	53,257,150	53,573,876	52,946,183	59,663,572	58,198,645	57,351,923	60,317,187	60,642,811	61,654,831	60,006,102
うち市債	4,625,000	6,799,600	5,411,200	4,996,400	3,661,600	3,286,200	3,315,900	2,970,000	937,000	2,049,100	1,916,200
市債を除く歳入A	46,679,356	46,457,550	48,162,676	47,949,783	56,001,972	54,912,445	54,036,023	57,347,187	59,705,811	59,605,731	58,089,902
歳出合計	50,381,959	52,246,877	52,878,468	50,928,925	57,701,822	56,802,453	55,469,073	57,417,561	58,558,766	59,376,944	57,890,718
うち公債費	3,452,037	3,136,762	2,955,915	3,084,581	3,058,445	3,289,821	3,378,453	3,512,174	3,666,605	3,670,873	3,712,822
公債費を除く歳出B	46,929,922	49,110,115	49,922,553	47,844,344	54,643,377	53,512,632	52,090,620	53,905,387	54,892,161	55,706,071	54,177,896
プライマリーバランス A－B	▲ 250,566	▲ 2,652,565	▲ 1,759,877	105,439	1,358,595	1,399,813	1,945,403	3,441,800	4,813,650	3,899,660	3,912,006
	赤字	赤字	赤字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字